統計法に基づく一般統計調査

※ 都道府県番号	※ 市区町村番号	※ 事業所番号	※ 産業分類番号 大	中	小

※ 企業規模番号	※ 調査区域番号
1. 1～9人 2. 10～29人	1. 県庁所在都市 2. 地方小都市

枚のうち　　枚目

最低賃金に関する実態調査

賃金改定状況調査票

厚生労働省 秘

政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

連絡先 TEL	ー　ー
主な生産品の名称又は事業の内容（主要とは総売上高の最も高いものをいいます。）	
記入担当者	

1. 事業所に関する事項

(1) 事業所の労働者数（臨時、パートを含む）	人	(4) 事業所の通常労働日の1日の所定労働時間数	□.□時間
(2) 労働組合	1. 有　2. 無	(5) 事業所の平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）の年間所定労働日数	□□□.□日
(3) 事業所の月間所定労働日数（平成30年6月分）	□□.□日	(6) 事業所の平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）の年間所定労働日数	□□□.□日

(7) 賃金改定の状況

平成30年1月から6月までの間に、定期昇給・ベースアップ・賃金カット等の名称の如何に関わらず、賃金引上げ、又は賃金引下げを実施しましたか。

- 1 実施した（する）→ 1 引き上げた / 2 引き下げた → 1人平均引上げ、又は引下げ率はいくらですか。□□.□ → 賃金改定の実施期間は昨年と比較して、
  - 1 変わらない
  - 2 早かった
  - 3 遅かった
  - 4 その他
- 2 実施していない → 賃金改定は、
  - 1 昨年同様、7月以降実施の予定。
  - 2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定。
  - 3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定。
  - 4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定。
  - 5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定。

2. 労働者に関する事項

(1) 一連番号	(2) 労働者番号（番号、記号、氏名（イニシャル）等どの方法でも結構ですが、後に内容についてお尋ねすることがありますのでそのときに分かるようにしておいてください。）	(3) 性 男	女	(4) 就業形態 一般	パート	(5) 年齢 歳	(6) 勤続年数 3月未満	3月以上～6月未満	6月以上～1年未満	1年以上～2年未満	2年以上～3年未満	3年以上～	(7) 職種又は仕事の内容	※職種コード	平成29年6月分 (8) 賃金形態及び基本給額（1、2、3のいずれかに○をつけ、対応する額を記入してください。） 月給	日給	時間給	万 千 百 十 円	(9) 諸手当（月額）賞与、時間外手当、宿日直手当などは除きます。 万 千 百 十 円	(10) 月労働日所定数 日	(11) 1労働日の時間所定数 時間	平成30年6月分 (12) 基本給額 (8)欄で○を付した1、2、3に対応する額を記入してください（注2）。 万 千 百 十 円	(13) 諸手当（月額）賞与、時間外手当、宿日直手当などは除きます。 万 千 百 十 円	(14) うち 精皆勤手当 万 千 百 十 円	(15) うち 通勤手当 万 千 百 十 円	(16) うち 家族手当 万 千 百 十 円	(17) 月労働日所定数 日	(18) 1労働日の時間所定数 時間
1		1	2	1	2		1	2	3	4	5	6			1	2	3													
2		1	2	1	2		1	2	3	4	5	6			1	2	3													
3		1	2	1	2		1	2	3	4	5	6			1	2	3													
4		1	2	1	2		1	2	3	4	5	6			1	2	3													
5		1	2	1	2		1	2	3	4	5	6			1	2	3													
6		1	2	1	2		1	2	3	4	5	6			1	2	3													
7		1	2	1	2		1	2	3	4	5	6			1	2	3													
8		1	2	1	2		1	2	3	4	5	6			1	2	3													
9		1	2	1	2		1	2	3	4	5	6			1	2	3													
0		1	2	1	2		1	2	3	4	5	6			1	2	3													

（注1）記入に当たっては、別添の「賃金改定状況調査票記入要領」をご覧の上、黒又は青のボールペンを使って、□（太線）の中に記入してください。なお、※欄は記入しないでください。

（注2）平成30年の賃金形態（月給、日給、時間給の別）が平成29年と異なる場合は、平成30年の基本給額を平成29年の賃金形態に対応する金額に換算して(12)欄に記入してください。また、平成29年6月2日以降雇用され、平成30年6月1日に在籍している労働者については、平成30年の賃金形態に関し、(8)欄の1、2、3いずれか該当するものに○をつけてください。

（注3）2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。